

横浜市行政不服審査会答申
(第140号)

令和6年4月9日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用等徴収金決定処分」及び「督促処分」に係る各審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、横浜市中福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が、生活保護の被保護者である審査請求人に対し、審査請求人が自らの就労収入について申告をせずに保護費を受給していたことから生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 項の規定に基づく生活保護費用等徴収金決定処分（以下「本件徴収金決定処分」という。）を行い、また、本件徴収金決定処分に係る徴収金（以下「本件徴収金」という。）の納付が期限内になかったことから督促処分（以下「本件督促処分」という。）を行ったところ、審査請求人がこれらの処分の取消しを求める事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

処分庁は、何度かにわたり手紙で説明を求めたと主張するが、そのような事実はなく、突然の処分となり、弁明の機会はなかった。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁による課税調査等の結果、審査請求人は、令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間、就労収入として合計 817,160 円の収入（以下「本件就労収入」という。）を得ていたにもかかわらず、令和元年 10 月分から令和 2 年 6 月分の収入申告書において収入はないとの申告を行っており、適切な申告を行っていなかったことが判明した。

かかる事実は、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）問 13-1 ②(d)に該当する事実であり、法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた」とみなさざるを得ないため、処分庁は、審査請求人に対し、本件徴収金決定処分を行った。

また、処分庁は、令和 4 年 2 月 28 日、本件徴収金決定処分の通知書と共に同処分にかかる納入通知書（納期限令和 4 年 3 月 31 日）を送付したが、審査請求人は本件徴収金を納期限までに納付しなかった。そのため、処分庁は、同

年4月18日審査請求人に対し、本件督促処分を行った。

よって、本件徴収金決定処分及び本件督促処分は適法かつ妥当である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件各審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 審査請求人は法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたといえるか。

法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定める。

この「不実の申請その他不正な手段」に該当すると判断することが妥当な場合として、別冊問答集問13-1②では、

「(a) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。

(b) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。

(c) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。

(d) 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」

が示されている。

本件についてこれを見ると、審査請求人が、令和2年1月30日、同年6月1日及び同年8月18日にそれぞれ提出した収入申告書において審査請求人の令和元年12月から令和2年6月の間の収入はゼロと申告されており、本件就労収入についての申告は無かったところ、その後の令和3年10月以

降に実施された処分庁による課税調査等の結果、審査請求人に本件就労収入があったことが判明したという事実経過が認められる。

かかる事実は、別冊問答集問 13-1 ②(d)に該当する事実である。

したがって、審査請求人に法第 78 条第 1 項を適用し、本件徴収金決定処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人は、本件就労収入発覚後、処分庁からの度重なる事実関係の聞き取り要請に応じておらず、本件就労収入の全額をもって徴収金額とした処分庁の判断についても違法又は不当な点は見当たらないというべきである。この点につき、審査請求人は、処分庁より書面で説明を求められたことはなく、郵便物が盗まれたものと思われる旨主張する。しかし、処分庁は、審査請求人に対し、本件就労収入の説明を求める手紙を複数回送付したと認められ、我が国の郵便事情からすれば、これらの手紙は審査請求人に届いていると推認できるところ、郵便物が盗まれたとの主張に合理性はなく、また、これを裏付ける証拠もないため、審査請求人の主張を認めることはできない。

(2) 本件督促処分の違法性又は不当性

法第 78 条第 1 項に基づく徴収金については、同条第 4 項及び第 77 条の 2 第 2 項の規定に基づき準用される国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 37 条第 1 項に基づき「納税者がその国税を…納期限…までに完納しない場合には、…督促状によりその納付を督促しなければならない。」とされている。なお、処分庁は、本件督促処分を地方自治法（昭和 22 年法律第 167 号）第 231 条の 3 第 1 項に基づく処分と弁明書に記載しているが、本件督促処分は法第 78 条第 4 項及び第 77 条の 2 の規定により例によることとされた国税通則法第 37 条第 1 項に基づく督促処分であるから、同項に基づく督促処分について主張しているものと解し、以下判断する。

本件について、処分庁は、令和 4 年 2 月 28 日、本件徴収金決定処分の通知書と共に同処分にかかる納入通知書（納期限令和 4 年 3 月 31 日）を送付し、審査請求人は、遅くとも同年 3 月 9 日までに同通知を受け取ったことが認められるが、本件徴収金を納期限までに納付したとの事実は認められない。

したがって、処分庁が、審査請求人に対し、本件督促処分を行ったことは国税通則法第 37 条第 1 項に則った適切な処分と認められ、これについて違

法又は不当な点は見当たらない。

(3) 結語

その他本件に現れた事情を総合しても、本件徴収金決定処分及び本件督促処分を不当として取り消すべき事情は見当たらないから、処分庁が審査請求人に対して行った本件徴収金決定処分及び本件督促処分は、いずれも適法かつ妥当なものである。

(4) 審理員の審理手続

本件各審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和4年6月28日	・ 審理手続の併合 ・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和4年7月15日	・ 弁明書等の受理
令和4年7月20日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和4年11月10日	・ 反論書の提出再依頼
令和4年11月24日	・ 提出書類等の閲覧等請求書の受理
令和5年1月6日	・ 提出書類等の閲覧等の決定
令和5年1月27日	・ 反論書の提出再々依頼
令和5年5月19日	・ 反論書の受理
令和5年5月22日	・ 反論書の送付
令和5年6月16日	・ 物件提出の申立て及び口頭意見陳述の申立て
令和5年7月7日	・ 物件提出不実施通知
令和6年2月20日	・ 口頭意見陳述申立ての取下げ
令和6年3月4日	・ 審理手続の終結
令和6年3月6日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和6年3月12日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議手続の併合 ・ 調査審議
令和6年4月9日	・ 調査審議